平成 25 年度事業計画書

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

一般社団法人 東京都警備業協会

目次

は		bに	
I	啓	·発普及活動事業	2
	1	広報・啓もう活動	
		(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行	
		(2) 東警協ウェブサイト	
	2	犯罪抑止活動等補助	
П		·成事業	
		数音研修会	
	1	(1) 教育幹部合宿研修会	
		(2) 教育幹部研修会	
		(3) 中堅幹部研修会(施設警備業務)	
		(4) 交通誘導警備業務指導者研修会	
	_	(5) 機械·輸送警備業務合同教育幹部研修会	
	2	警備員教育	
		(1) 現任教育	
		(2) 予備講習	
	3	職業訓練認定校	
	4	公安委員会講習	5
		(1) 警備員指導教育責任者新規取得講習・追加取得講習	
		(2) 機械警備業務管理者講習	5
		(3) 現任指導教育責任者講習 (定期講習)	5
	5	特別講習	
Ш	調		
-	1	調査研究	
	-	(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究	
		(2) 相談等の受理及び事件・事故事例等からの問題点等の研究	7
		(3) 警備業の実態把握調査研究	
		(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究	1
	2		
	4		
		(2) 施設警備業務経営者等研修会	
		(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会	
		(4) 機械警備業務管理者研修会	
		(5) 輸送警備業務管理者研修会	
_		(6) 苦情・相談等の受理を通じた指導	
IV		害対策支援事業	
		環境構築	
	2	研修会・訓練等の実施	
		(1) 災害対策支援協定総決起大会	
		(2) 災害対策指導者訓練	
		(3) 東京都総合防災訓練	9
		(4) 電話連絡網招集伝達訓練	9
		(5) 各地区ごと、地域ごと及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練	
V	表	彰等事業	
	1	検定合格率等向上推進対策	
	2	優良警備員及び功労者等表彰	
	3	労務関係	
	J	(1) 業務適正化推進大会~リスクセミナー2014(労働安全衛生大会)	
		(2) 適正業務研修会(施設警備業務労務管理者研修会)	
	4		
	4	その他、会員に限定する活動	
		(1) 業務別報告会	
		(2) 地区別報告会	
		(3) 上級救命講習	
		(4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動	
		(5) 適正業務パトロール	
		(6) (一社)日本道路建設業協会等との意見交換会	
		(7) 警視庁との意見交換会	. 10
VI	書	籍等販売事業	. 11

はじめに

一般社団法人東京都警備業協会移行元年。

平成20年12月1日公益法人改革関連三法が施行され、当協会は一般社団法人 に移行することとし、この間

- 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 警備業務の適正な運用と健全育成に関する事業
- 災害対策支援を目的とする事業

などの公益事業を中心に、共益事業も含めて継続して推進するとともに、移行準備を進めてきた。

そして、平成24年6月1日、東京都に行なった一般社団法人への移行認可申請は、同年6月25日、諮問を受けた東京都公益認定等審議会において審議がなされ、同日、同会会長から東京都知事に対して「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第117条に規定する認可の基準に適合すると認めるのが相当である」との答申がなされた。

それを受けて、東京都では、当協会が登記をする平成25年4月1日の2週間前の日に当協会に対して認可書を交付する運びとなっており、登記日の平成25年4月1日をもって、当協会は一般社団法人東京都警備業協会として新定款、各種新規定に基づき事業活動を開始する。

それに伴い、平成25年度は、継続事業の公益目的事業のほか共益事業を含めて これまで推進してきた各種事業を継続して展開していく。

さて、都内における刑法犯の認知件数は、平成15年以降10年連続して減少するなど、官民挙げた犯罪抑止総合対策の結果、治安は着実に改善しており、これには、国民の自主防犯活動を補完又は代行する警備業による諸活動の成果が大きく反映されていると言っても過言ではない。

その反面、殺人、強盗などの社会を震撼させる凶悪事件が依然として発生しているほか、高齢者が被害に遭う振り込め詐欺は大幅に増加し、侵入窃盗やひったくりなどの悪質な犯罪が跡を絶たない状況にある。

特に、振り込め詐欺被害の増加は、都民が求める安全・安心感、いわゆる体感治安の悪化の要因となるなど、治安情勢は予断を許さない状況にもある。

この種の犯罪は、現場警備員が直接遭遇・対処する機会が多く、安全産業として 位置づけられる警備業においては、さらに、安全・安心を実感できる社会づくりの ための業務を推進していく必要がある。

加えて、平成24年10月30日に施行された改正暴力団対策法や平成23年 10月1日施行の東京都暴力団排除条例を踏まえて、暴力団情勢、動向等の把握と ともに、契約書への暴力団排除条項の導入などの諸対策を取っていく。

更には、現在警察庁において検討されている改正警備業法附則第11条に基づく

関係規則等の見直しを踏まえた検定合格警備員の配置基準対策を的確に取っていく 必要があるほか、平成24年6月25日付で、警察庁から警視庁、道府県警察本部 に「プール監視業務は警備業務である」との内容の通知がなされたところ、プール 監視業務を行う業者から警備員教育に関する多くの相談が寄せられている。

このことから、監視業務を行う警備員に対する教育については警視庁等の指導を仰ぐなど、万全を期していく必要もある。

また、東日本大震災の教訓から警視庁と協議をしながら見直しを進めていた、 警視庁と締結している「災害時における交通誘導、警戒業務に関する協定」及び 近隣の1都10県の警備業協会が締結した「広域相互支援協定」(以下「災害対策 支援協定」という。)に基づく活動要領等の見直しをしたところであり、より実効 性のある訓練、装備等の充実に努めていく。

そのほか、昨年11月、会員会社の代表取締役ほかが、検定合格証明書を偽造し、 行使したとして警視庁に逮捕されるというショッキングな事件の発覚をみたほか、 東京都公安委員会にかかる一部改正「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の 基準」が8月31日施行されたことを踏まえて、厳格な法遵守と適正な警備業務の 実施の機運を醸成していくために、本年度も引き続き各種研修会を開催していく。

これらのことを踏まえ、警備業を通じた「犯罪等に強い社会の構築」はもとより、 警備業務の実施の適正、健全な発展と相俟っての警備員の資質の向上に真剣に取り 組んでいく。

I 啓発普及活動事業

(定款上の事業~第4条第1項第1号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」、 第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

都内の刑法犯の認知件数は、平成15年以降10年連続して減少するなど、 治安の改善は目を見張るものがある。しかし、社会を震撼させる凶悪事件の発生、 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺や、減少はしているもののひったくりなどの 身近な犯罪の発生が、「都民の体感治安」を悪化させている要因となっている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、災害対策の重要性を 改めて教えてくれるなど、各種災害対策が都民の大きな関心事となっている。

国民の自主防犯活動を補完又は代行する重要な役割を担う警備業は、安全な社会の基盤を形成する安全産業として発展し社会的信頼を高めてきたところである。このことを念頭に、関係機関との連絡協調体制の一層の確立を図りながら、被害防止対策、災害時対策を広く一般に呼びかけるとともに、犯罪抑止につながる広報啓もう活動の実施、地域の防犯等の活動に大きく寄与している防犯ボランティア団体等に対する支援・協力はもとより、治安の維持に役立てるための情報を収集しその結果を分析・公開するなど、犯罪等に強い社会構築を推進していく。

1 広報・啓もう活動

調査研究活動により入手した犯罪情報、地震等の災害情報、労働災害情報等から得た防犯、防災、労災対策等について広報啓発し浸透を図る。

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

警備業の情勢や各行政機関等からの情報を収集し、防犯対策、防災対策等、一般都民にも役立つ情報を掲載し、会員はもとより、関係機関、団体等へ配付するほか、協会ホームページにも掲載するなどして自主防犯・防災意識の啓発普及を図る。

(2) 東警協ウェブサイト

協会のホームページには、警察庁、警視庁、東京消防庁及び東京労働局などの関係機関の発する情報をはじめ、警備業法などの関係法令、規則の改正、施行等の各種情報の提供、資格取得講習、セミナー等をタイムリーに、かつ、広く一般に公開していくほか、好評の協会機関誌「とうけいきょう」を継続掲載して会員の閲覧機会の増進に供していく。

2 犯罪抑止活動等補助

各種被害防止のためのグッズ、パンフレット等の作成、配布

振り込め詐欺やひったくり等の被害防止、少年非行防止を呼びかけるための グッズ、パンフレット等を作成し、民間の防犯ボランティア団体に寄贈するとと もに、会員が、全国地域安全運動、年末年始における警戒等あらゆる機会を通じ て配布活動をするなど、地域のボランティア団体と一体となった防犯活動を展開 し、被害防止の機運を醸成するための広報活動を行っていく。

なお、平成19年度から、地域の防犯活動を行っている民間のボランティア団体に行っていた青色防犯パトロール車(青パト)の寄贈事業は、諸般の事情から取り止めることとした。

Ⅱ 育成事業

(定款上の事業~定款第4条第1項第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

警備業は、人の生命、身体、財産等を守ることを主な内容とする生活安全産業として、国民の自主防犯活動を補完又は代行するという重要な役割と責任を担っている。

それを全うするためには、その業務を担う警備員に専門的な知識及び技能が必要とされる。加えて、警備業務が適正に実施されるためには、さらにその知識及び技能を練磨し、厳正な規律に従って警備業務を行うことができる高い資質と倫

理観を兼ね備えた警備員の育成が内外に強く求められている。

そのような警備員を育成、輩出するために、警備員はもとより各社の経営者、 教育幹部等を対象にした研修会等を実施していく。

1 教育研修会

警備員の専門的な知識、能力の向上を図ることを目的とした各種教育研修、訓練等を行っていく。

(1) 教育幹部合宿研修会

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部 としての資質及び能力の向上を図るために合宿で実施する研修会

(1回 2泊3日 定員80名)

(2) 教育幹部研修会

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、教育幹部 としての資質及び能力の向上を図るために実施する研修会

(2回 各1日 定員各回120名)

(3) 中堅幹部研修会(施設警備業務)

主として、施設警備業務を営む各社の警備員指導教育責任者等の教育幹部を 対象に、検定受検者の指導に生かすことを目的に実施する研修会

(2回 各1日 定員各回80名)

(4) 交通誘導警備業務指導者研修会

主として、交通誘導警備業務を営む各社の教育指導者を対象に、検定受検者 の指導に生かすことを目的に実施する研修会

(2回 各1日 定員各回80名)

(5) 機械·輸送警備業務合同教育幹部研修会

主として、機械・輸送警備業務を営む各社の教育幹部を対象に、教育幹部としての資質及び能力の向上を図るために実施する研修会

(1回 定員100名)

2 警備員教育

警備業法第21条第2項に基づく警備員に対する教育を行い、警備業を活用した「犯罪等に強い社会の構築」に必要な警備業の専門的な知識、能力の向上を図る。

(1) 現任教育

警備業者で現に警備業務に従事させている警備員に対し、申し込みにより実施する教育

1日、6時間の教育を実施

(52回 定員各回120名)

(2) 予備講習

特別講習受講対象者の事前講習を兼ねて実施する教育

(40回 定員各回80名)

3 職業訓練認定校

新任教育

警備業法第21条第2項に基づき、警備会社で新たに警備業務に従事させようとする警備員に対し、申し込みにより実施する教育

4日間、23時間の教育を実施

(12回 定員 各回120名)

当協会は、職業能力開発促進法に基づき、能力再開発訓練短期課程セキュリティ科の職業訓練認定を東京都から受けていることから、本教育の実施に当たっては、東京都との連携を密にして適正な教育を実施していく。

4 公安委員会講習

東京都公安委員会からの委託により、警備業法第22条に基づく資格取得のための警備員指導教育責任者講習及び同法第42条に基づく資格取得のための機械 警備業務管理者講習並びに各営業所で選任されている警備員指導教育責任者を対象とした現任指導教育責任者講習を実施する。

- (1) 警備員指導教育責任者新規取得講習·追加取得講習
 - · 1 号警備業務 4 回 定員各 1 5 0 名 (新規 1 2 0 名 追加 3 0 名)
 - · 2 号警備業務 2 回 1 回目 定員 1 4 0 名 (新規 1 0 0 名 追加 4 0 名)

2回目 定員 70名(新規 50名 追加20名)

- · 3 号警備業務 2 回 定員各 8 0 名 (新規 5 0 名 追加 3 0 名)
- ・4号警備業務 1回 定員 70名(新規 20名 追加50名)

合計 9回 1,040名

(2) 機械警備業務管理者講習

3回 定員 各50名

合計 150名

(3) 現任指導教育責任者講習(定期講習)

・1号警備業務 3回 640名

・ 2 号警備業務 2 回 4 1 0 名

・ 3 号警備業務 1回 9 0 名

・ 4 号警備業務 1 回 9 0 名

合計 7回 1,230名

5 特別講習

一般社団法人警備員特別講習事業センターから委託された「警備員等の検定等に関する規則」(平成17年国家公安委員会規則第20号)第17条の基準に適合する講習会(以下「特別講習」という。)を次のとおり実施する。

Ⅲ 調査研究指導事業

(定款上の事業~定款第4条第1項第2号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」、第5号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第7号「警備業務の環境向上に関する事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

犯罪の発生状況や災害で予想される被害状況を想定した防犯対策、防災対策等を研究し、啓発普及活動、災害対策支援活動等に活用する。

また、警備業の実態把握調査をはじめ、各種研修会等の機会にアンケート等を通じて収集した情報を分析・資料化し、各種研修会等、業務の遂行に必要な技術、能力、知識等を持った専門性の高い警備員を育成するために活用するなど、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」するために役立てていく。

加えて、警備業法が求める警備業務の実施の適正を図るため、警備業法をはじめ、関係法令等の改正等があった場合に漏れのないように周知・浸透させ、信頼される質の高い警備業務が行われるよう継続した対策を取っていく。

1 調查研究

警備業の実態把握調査をはじめとする、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」していくために必要とされる情報を幅広く収集していくとともに、日常業務を通じて、消費者・警備業務に係わる者からの相談等から把握した現状の課題、対策等を研究し、今後の活動等に生かしていく。

(1) 効果的な犯罪抑止対策の研究

「振り込め詐欺」「ひったくり」「万引き」などの犯罪発生状況、被害者の年齢等の特徴、地域別特徴等の情報を幅広く収集し、社会が求める犯罪抑止活動等に効果的な対策を研究する。

- (2) 相談等の受理及び事件・事故事例等からの問題点等の研究 相談等の受理事例及び事件・事故の事例等から警備業に係わる課題等を把握 し、その改善策を研究する。
- (3) 警備業の実態把握調査研究

警備業者、警備員数、警備業務種別、資格取得者及び検定保有者等の実態を調査・分析し、必要とされる教育、講習等の研究をする。

(4) 大規模災害等発生時の対応等の研究

平成23年3月11日発生の東日本大震災で得た貴重な教訓を踏まえた各対策を推進しているところであり、それらを更に進化させ、近い将来に発生すると予測される大規模災害に備えるために食料等の備蓄、必要な装備資機材の調達、各種訓練等に役立てていく。

2 適正業務指導

警備業が誕生して半世紀が過ぎ、その間、警備業法の制定、時代の要請に基づく改正が図られ現在に至っている。

警備業法の目的は「警備業務の実施の適正を図る」ことであり、警備業者は、 それを遵守する義務と責任がある。そのことから、会社経営者はもとより経営に 携わる会社幹部、警備員指導教育責任者等が一体となって警備業法等を理解し実 践することが要求される。

昨年、警備業者自身が刑法犯で逮捕されるという残念な事件が発覚したが、これまで培ってきた信頼が一挙に崩れるという感がしたことが否めない。

加えて、東京都公安委員会に係る一部改正「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」が8月31日施行されるなど、一層の法令遵守の機運の醸成が課題である。

そのため、警備業法を始めとする各種法令遵守の周知、警備業務を取り巻く現 状の課題と改善策の提言・指導など、関係諸官庁・機関と綿密な連絡を取り、時 機に合ったタイムリーな研修会等を実施していく。

(1) 警備員指導教育責任者研修会

警備会社の経営者、警備員指導教育責任者等の教育幹部を対象に、指導官庁から講師を招き実施する研修会

(会員対象 1日 2回 各450名)

(非会員対象 2日間 3回 各200名)

(2) 施設警備業務経営者等研修会

主として、施設警備業務を営む各社の経営者等を対象に、指導官庁から講師 を招き実施する研修会 (1回 定員250名)

(3) 交通誘導警備業務経営者等研修会

主として、交通誘導警備業務を営む各社の経営者等を対象に、指導官庁から]から講師を招き実施する研修会 (1回 定員250名)

(4) 機械警備業務管理者研修会

機械警備業務を営む各社の管理者を対象に、指導官庁から講師を招き実施する研修会 (1回 定員100名)

(5) 輸送警備業務管理者研修会

輸送警備業務を営む各社の管理者を対象に、指導官庁から講師を招き実施する研修会 (1回 定員 60名)

(6) 苦情・相談等の受理を通じた指導

相談専門員及び相談ホットラインには、警備業法、労基法などの警備業に関連の深い法令等に関する疑義の相談等が多く寄せられている。適正業務の浸透と推進を図るため、機関誌等により広く一般に広報するなど、継続して相談等に応じていく。

IV 災害対策支援事業

(定款上の事業~第4条第1項第6号「災害時支援体制の確立に関する事業」)

「犯罪等に強い社会の構築」には、大規模地震による災害等発生時の警備員の 支援活動も重要な要素となる。この活動は、災害対策支援協定に基づくものであ るが、この活動要領の見直しをしたところである。

近い将来に首都直下地震の発生が予想されるところ、これら有事の際にAED操作などの初歩的救命救急、あるいは交通誘導警備業務等、業務上の専門的知識と能力を持ち合わせた警備員が、警察力の補完として役立てるような環境構築と技術・技能向上のための指導者訓練等を継続して実施していく。

1 環境構築

災害対策支援協定に基づく活動要領を実効性のあるものに見直したところであ り、さらに、支援要員の確保、緊急連絡網などの体制の整備、資機材、備蓄食料 等の確保などの整備を図っていく。

2 研修会・訓練等の実施

(1) 災害対策支援協定総決起大会

本年度は、「災害対策支援協定総決起大会」の開催年(2年毎)である。

目的は、災害対策支援協定及びそれに基づく活動要領の啓もう・周知と支援 要員の確保等による実効性の高い支援体制の構築、加えて、災害支援活動や災 害対策の重要性について認識を新たにすること等であり、見直した活動要領等 の周知とあわせて非締結警備会社にも広く締結・支援を求めるなど、体制の整 備強化を図っていく。

また、同日、関係諸官庁から講師を招き、研修会を行う。

(参加予定 400名)

(2) 災害対策指導者訓練 見直した災害支援協定に基づく活動要領を踏まえた参集訓練等を実施 (1回 参加予定200名)

(3) 東京都総合防災訓練

(1回 参加予定100名)

(4) 電話連絡網招集伝達訓練

(2回 9月1日及び1月17日)

(5) 各地区ごと、地域ごと及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練

V 表彰等事業

(定款上の事業~定款第4条第1項第7号「警備業務の環境向上に関する事業」、第8号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」、第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

会員相互の支援、交流などの会員に共通する利益を図ることを目的として、検定合格率向上等の諸対策の推進を始め、他の模範となる警備員を表彰するなど、協会で率先して警備員の専門的知識、能力や資質の向上を図るほか、警備業で共通する労務問題に対処するための研修会の開催、情報共有のための業務別及び地区別に報告会を実施する。

また、上級救命講習、不当要求防止責任者講習の受講希望者を募り受講機会を設けるなど、会員を対象にした警備業にも必要とされる資格取得を支援していく。

1 検定合格率等向上推進対策

協会独自事業として、検定合格率の底上げ、それに付随する会社の教育費用の 負担軽減等を図るため、会員限定の"0 (ゼロ) からの挑戦塾"を開講する。

·施設警備業務2級特別講習受講対象者 10回

• 交通誘導警備業務 2 級特別講習受講対象者 10回

· 雜踏警備業務 2 級特別講習受講対象者 5 回

定員 各50名

2 優良警備員及び功労者等表彰

表彰基準による優良警備員(1級及び2級)を選考表彰し、警備員の資質の向上を図るとともに、長年にわたって協会の育成事業等に貢献した者に対し、感謝 状等を贈呈する。

3 労務関係

労働災害の防止、社会保険未加入問題等の警備業で共通する労務問題を主とした内容の研修会等を実施する。

- (1) 業務適正化推進大会~リスクセミナー2014 (労働安全衛生大会) 労働災害防止に寄与した者に対する表彰及び研修会(1回 定員300名)
- (2) 適正業務研修会(施設警備業務労務管理者研修会) 主として、施設警備業務を営む会社経営者等を対象に、講師を招き実施する 研修会 (1回 定員250名)
- (3) 適正業務研修会(交通警備業務労務単価実務者等研修会) 公共事業労務費調査に適正に対応するため、主として、交通誘導警備業務を 営む各社の経営者及び経理等の実務者を対象に、専門家を招き実施する研修会 (1回 定員100名)
- 4 その他、会員に限定する活動
- (1) 業務別報告会3回 各業務1回
- (2) 地区別報告会 8地区(各地区1回)及び研修会(各地区1~2回)
- (3) 上級救命講習 5回 定員各回30名
- (4) 暴力団等反社会的勢力の排除活動
 - ア 不当要求防止責任者講習

警備業務から暴力団等反社会的勢力を排除するため、東京都公安委員会から委託されている公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが行う「不当要求防止責任者講習」の受講者を募り、暴力団等反社会的勢力を排除する活動を支援する。 (3回 定員各回150名)

イ 研修会

暴力団排除思想の啓もう・周知を図るため、指導官庁等から講師を招致し研修会を実施する。 (2回 定員各回150名)

- ウ 暴力団追放都民大会への参加
- (5) 適正業務パトロール

交通誘導警備業務を営む各会社を主体に、全国交通安全運動とあわせて安全 週間を設定して自社の交通誘導警備現場のパトロールを実施し、交通誘導時の 合図等技術の指導、道路工事現場の危険箇所の把握、安全に配慮した配置位置 等の指導等を行い適正な業務を推進するために実施 (2回 春季、秋季)

(6) (一社)日本道路建設業協会等との意見交換会

交通誘導警備業務担当理事以下代表者と(一社)日本道路建設業協会等との間で、労務単価の問題や検定合格警備員の配置基準上の課題、安全対策等について意見交換するために実施 (1回)

(7) 警視庁との意見交換会

交通誘導警備業務担当理事以下代表者が、警視庁生活安全総務課及び警視庁

交通規制課担当官から、配置基準上の課題、交通規制上の安全対策等について 指導を仰ぎ適正業務に資するために実施 (2回)

VI 書籍等販売事業

(定款上の事業~定款第4条第1項第9号「その他協会の目的を達成するために 必要な事業」)

警備業務に関する書籍や当協会が独自に新たに作成する警備員携帯用の警備員手帳を販売し収益を図る。